

議案第 2 1 号

高根沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

高根沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正の概要について

1 改正理由

3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が公布され、令和6年4月1日から施行されることから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

（1）主に次の事項について、従うべき基準に係る改正（変更、追加又は一部追加）をするものです。 ※カッコ内は新条例の条番号等

- ① 管理者（第7条ほか ※事業所の種類に応じ）
- ② 掲示（第33条ほか ※事業所の種類に応じ）
- ③ 記録の整備（第41条ほか ※事業所の種類に応じ）
- ④ 具体的取扱方針（第43条ほか ※事業所の種類に応じ）
- ⑤ 協力医療機関等（第84条）

（2）その他文言の整理等を行うものです。

3 施行日

令和6（2024）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年高根沢町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、この条例に別段の定めがあるものを除き、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の例による。</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、この条例に別段の定めがあるものを除き、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。<u>以下「指定地域密着型サービス等基準」という。</u>）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の例による。</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事</p>

業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員等)

第10条

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、他の本体事業所等の職務に従事させることができるものとする。

業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員等)

第10条

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることができるものとする。

(掲 示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記 録 の 整 備)

第41条

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。) の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(掲 示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記 録 の 整 備)

第41条

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間 (第4号から第6号までに掲げる記録にあっては、2年間) 保存しなければならない。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(7) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の
具体的取扱方針)

第43条

(10) 指定介護予防認知症対応型通所
介護の提供に当たっては、当該利用者
又は他の利用者等の生命又は身体を保
護するため緊急やむを得ない場合を除
き、身体的拘束等を行ってはならな
い。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合
には、その態様及び時間、その際の利
用者の心身の状況並びに緊急やむを得
ない理由を記録しなければならない。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定
は、前号に規定する介護予防認知症対
応型通所介護計画の変更について準用
する。

(従業者の員数等)

第45条

6

(1)	当指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定 小地域密着型特定施設、 規模多機能型居宅 介護事業所に中欄	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定 地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老 人保健施設又は介護医	介護職 員
-----	--	--	----------

(6) (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事
業者は、第1項の諸記録のうち地域密着
型介護予防サービス費及び特例地域密着
型介護予防サービス費の算定に関する記
録については、その完結の日から5年間
保存しなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の
具体的取扱方針)

第43条

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定
は、前号に規定する介護予防認知症対
応型通所介護計画の変更について準用
する。

(従業者の員数等)

第45条

6

(1)	当指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定 小地域密着型特定施設、 規模多機能型居宅 介護事業所に中欄	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定 地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老 人保健施設、指定介護	介護職 員
-----	--	--	----------

に掲げる療院施設等のいずれかが併設されている場合		
(略)	(略)	(略)

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

に掲げる療養型医療施設（医療施設等のいずれかが併設されている場合	療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
(略)	(略)	(略)

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表（1）の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する基準に従い栃木県が定める基準に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定す

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型

る基準に従い栃木県が定める基準に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事させることができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第65条

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（管理者）

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（管理者による管理）

（記録の整備）

第65条

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第6号から第8号までに掲げる記録にあっては、2年間）保存しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第1項の諸記録のうち地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（管理者）

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者を当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

（管理者による管理）

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第84条

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2） 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第84条

患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 （略）

8 （略）

（記録の整備）

第86条

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

2 （略）

3 （略）

（記録の整備）

第86条

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第5号から第7号までに掲げる記録にあっては、2年間）保存しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、第1項の諸記録のうち地域

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、第62条及び第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の高根沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第3項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第64条の2（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。